

## 特定複合観光施設区域整備推進会議における検討内容 (第1回～第4回)

### ○ 特定複合観光施設の制度のあり方

: 国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現

#### ア 「日本型IR」の要素

○ 関係省庁からのブリーフィングを実施

#### イ 特定複合観光施設の構成施設の種類・要件

○ 中核施設としてカジノ施設に加え

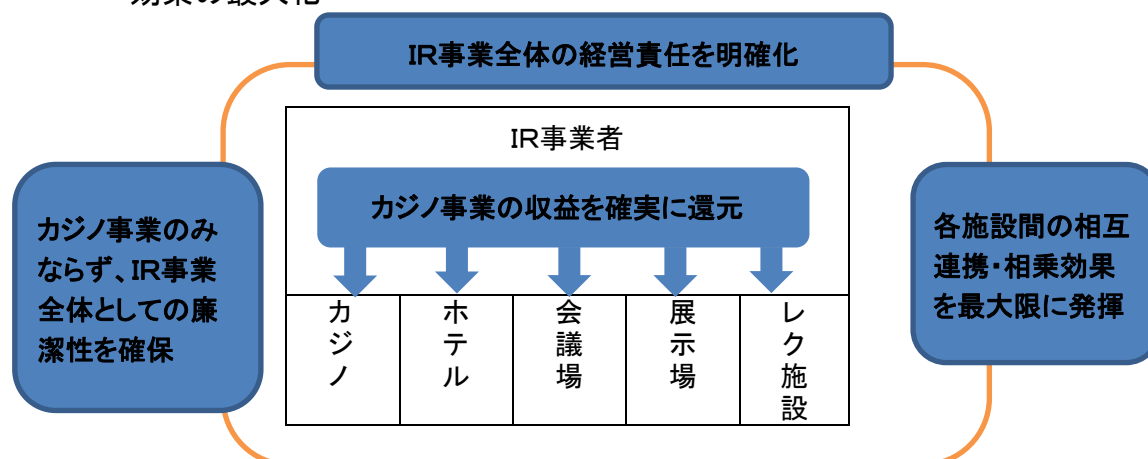
- ① MICE 誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設(国際会議場・展示場等)
- ② 我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強かに発信する機能を有する施設(劇場、博物館、美術館その他のレクリエーション施設、レストラン、ショッピングモール等)
- ③ ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設(日本国内の旅行を提案・アレンジする施設等)
- ④ 国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設(ホテル等)とし、特定複合観光施設は、これら全てが一体となっている施設とする。

#### ウ 設置・運営の一体性の原則

○ 以下の観点からIR事業は一体性が確保された事業者により経営されること。

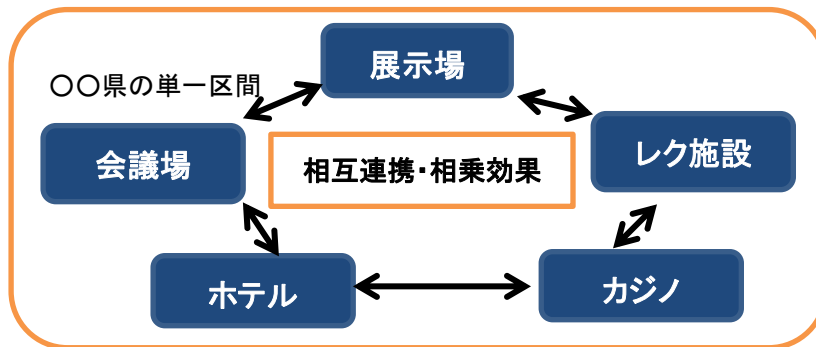
ただし、経営資産(土地・施設)と経営・運営の分離、経営と運営の分離(業務運営委託)等について柔軟に運用形態を認めるか今後検討

- ・カジノ事業を含めたIR事業全体の経営責任の明確化
- ・カジノ事業からカジノ事業以外のIR事業への収益還元の実現化、それを通じたIR事業全体の継続性の確保
- ・厳格な審査による免許を得たカジノ事業のみならず、カジノ収益が及ぶIR事業全体の廉潔性の確保
- ・一体性が確保された事業主体による経営判断によるIR各事業の相互連携・相乗効果の最大化



## エ 特定複合観光施設と区域との対応関係

- 国際競争力の高い滞在型観光実現のため、IR各施設の相互連携・相乗効果の最大化を図る観点から、一群となったIR各施設を単一の区画に集約して設置



## オ 認定制度

- 国の区域認定を行うのは国土交通大臣
- 区域認定の申請主体は、都道府県及び政令指定都市  
(政令指定都市からの申請に当たっては、都道府県との協議が要件)
- 地方公共団体が事業者を選定し、その提案に基づき区域に関する具体的な事業計画を作成した上で、国に申請する。
- 附帯決議において、IRの区域数を厳格に少数に限定することとしていることから、IRの整備の効果を最大化するため、様々な要素を総合的、かつ、客観的に評価し、国際的・全国的な見地から効果の高いものを国が認定

## カ 設置・運営を行う事業者への監督(今後検討)

## ○ カジノ規制: 世界最高水準の規制の導入

### ア 参入規制

- カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制(更新制)
- カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定
- IR事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査
- IR事業者の株主等について認可制等で規制
- IR事業者が行う取引についても認可制等で規制
- カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施

### イ(1) カジノ施設・設備に関する規制

- カジノ施設の数: 1つの特定複合観光施設に設置されるカジノ施設の数を制限
- カジノ施設の規模に上限値(絶対値)等を設けることの検討
- カジノ施設の構造・設備についての規制(技術的な基準の設定)

### イ(2) カジノ関連機器に関する規制

- カジノ関連機器等の品質や性能等の確保のための効率的な確認方法(基準設定)

### ウ(1) カジノ事業活動/カジノ行為(ゲーミング)に関する規制

- カジノ行為の実施方法等に関する基準の設定(例: ルール等の情報提供)
- 何人に対してもカジノ行為に関する不正行為の禁止

**ウ-2) カジノ事業活動／金融業務の規制**

- カジノにおける金融業務の範囲(貸付、送金・受入、預金、両替)
- 金融業務における規制の設定

**ウ-3) カジノ事業活動／施設内関連業務の規制**

- カジノ内でカジノ行為以外に行うことができる営業は、風俗営業適正化法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等

**エ-1) カジノ事業方法／内部管理体制の整備、管理体制の強化**

- IR事業者により内部管理体制の整備(IR事業全体の実施に係る規定の策定等)を義務付け、カジノ事業免許の審査対象とすること
- IR事業の業務監査をする者を必置
- 財務の健全性及び公益性確保のための内部管理体制の強化  
(事業区分経理の実施、財務報告書等の都道府県及びカジノ管理委員会への提出)
- カジノ事業の重要な個別業務に関する内部管理体制の強化  
(各業務における管理規定の作成、統括管理及び監査を行う者の選任等)

**エ-2) カジノ事業方法／約款の認可**

- カジノ施設利用約款を作成し、顧客に明示した上でサービスを提供
- カジノ施設利用約款をカジノ事業免許審査における審査対象とすること

**エ-3) カジノ事業方法／業務委託の制限**

- 委託契約は認可制とし、委託業務の適切な実施を確保するための措置を義務付け

**エ-4) カジノ事業方法／従業員の確認・届出**

- 従業員について、事前の適格性審査が必要
- 従業員の廉潔性等について、事業者が責任を負う。

.....  
<以下については、次回以降の推進会議において議論>

**オ 懸念への対応(依存症、マネー・ローンダリング・青少年活動)**

- **カジノ管理委員会:規制の的確な執行のための体制整備**
- **カジノの財政制度:幅広い公益目的への還元**
- **刑法の賭博に関する法制との整合性**